

第 2 4 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 6 年 1 月 5 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 6 年 1 月 5 日 午前 1 0 時 4 0 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	廣 瀬 淳		○	
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	石 田 恵 治	○		
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆		○	
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真		○	農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 9 番	石田 恵治	委員
	議席 10 番	青木 明雄	委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	福田 順夫	
	統括主幹	(農地調整係長)	吉田 徳之
	統括主幹	(農業振興係長)	池田 恵美
	主 事	吉田 智洋	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

それでは、第24回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

開会前に、議案書の訂正及び差し替えをお願いします。

訂正は議案書3ページ、議案第2号、最下段申請番号3の3番の受人の経営、自作、借入地の面積訂正です。経営面積144,910.14㎡を104,424.00㎡に、自作85,919.13㎡を48,043.00㎡に、借入58,991.00㎡を53,181.00㎡に、訂正をお願いします。訂正理由は、議案書発送後耕作証明の発行元が誤って他法人の耕作面積等と記載したとの連絡があり、訂正するものです。

次に差し替えですが、議案書13から14ページの議案第6号が差し替えとなります。差し替え理由は、中間管理機構を介した貸借は別部局での受付となっておりますが、受付たにもかかわらず、農業委員会事務局に届けることを失念していたことが分かったためであります。申し訳ありません。よろしくお願いします。

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

以降、着座にて説明させていただきます。

議 長

皆さんおはようございます。

始まる前にご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和5年度第24回渋川市農業委員会総会を開会いたします。皆さまのご協力によりスムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は19人中17人で会議は成立しました。

なお、議席番号6番廣瀬淳委員、議席番号16番野村隆委員から欠席の届出がございました。

さっそくですが、議事に入ります。

まず、「議事日程第1 会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本会議の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、「議事日程第2 議事録署名委員の指名」を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号9番石田恵治委員、議席番号10番青木明雄委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は石田恵治委員と青木明雄委員に決定いたしました。

続きまして、「議事日程第3 報告第1号 農地法第4条の規定による許可決定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号をご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。

農地法第4条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付しましたのでご報告いたします。許可番号4の22の1件で、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和5年12月18日に意見聴取をしたところ、同日付をもちまして許可妥当との回答がありました。

つきましては、渋川市農業委員会会長専決規定第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します

続きまして、「議事日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第2号をご説明いたします。 報告書の3から4ページとなります。 農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。 届出は記載の4件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。 以上で、報告第2号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第5 報告第3号 農地使用貸借合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第3号をご説明いたします。 報告書の5ページを、お願いします。 農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。届出は記載の3件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。 以上で、報告第3号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、「議事日程第6 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第4号をご説明いたします。
報告書の7から8ページをお願いします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。
届出は記載の7件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。
以上で、報告第4号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第7 報告第5号 制限除外の農地等移動通知について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第5号をご説明いたします。
報告書の9ページをお願いします。
制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。届出は記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載のとおりです。
以上で、報告第5号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、「議事日程第8 報告第6号 農地転用申請に伴う現地調査について」を議題とします。

議 長

それでは、渋川、伊香保地区を青木明雄第1班長、子持、赤城、北橘地区を齊藤由香第1班長より報告をお願いします。最初に青木第1班長、お願いします。

10 番

第1班青木です。

着座にて説明させていただきます。

令和5年12月27日に実施しました、第1班渋川、伊香保地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、高橋委員、田中委員、野村委員と私、青木。事務局は、吉田係長、吉田主事の計6名で実施しました。

渋川、伊香保地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が5件、合計6件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と北は道路、西と南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

9ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は鉄道用地、西は畑、南は道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地1つ目、1730番1は、東は道路、西は宅地、南は畑、北は畑と宅地となっています。1766番3は、東と南と北は道路、西は宅地となっています。1767番1は、東は山林、西は道路、南と北は道路と墓地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の3番の現地は、東と西と北は畑、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

10ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東と北は道路、西と南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の5番の現地は、東と北は山林、西は畑、南は道路となっ

ています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第1班渋川、伊香保地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、齊藤第1班長、お願いします。

4 番

着座にて説明させていただきます。

令和5年12月27日に実施しました、第1班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、齊藤美保委員、角田委員、内山委員、奈良委員と私、齊藤。事務局は、池田係長、都丸会計年度任用職員の計7名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が7件合計10件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東は水路、西は道路、南と北は田となっています。申請地は問題ないと思われます。

6ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東と北は畑、西と南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条の計画変更申請であります。

議案書の7ページをご覧ください。

申請番号5番の現地は、東は畑、西は河川、南と北は墓地と畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

10ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東と南は道路、西は山林、北は雑種地となっています。申請地は問題ないと思われます。

9ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東は雑種地、西と南は畑、北は宅地と墓

地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、5条の計画変更申請、申請番号1番の現地と同じですので、省略させていただきます。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の9番の現地は、東は畑、西は宅地、南は畑と一体利用する宅地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

12ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東と南は田、西は畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の11番の現地は、東と北は畑、西は宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の12番の現地は、東は畑、西は宅地と一体利用する許可済み地、南は許可済み地、北は道路と畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第1班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、現地調査報告を終わります。

議 長

続きまして、「議事日程第9 協議第1号 地籍調査における農地に関する地目認定について」を議題とし意見の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、地籍調査における農地に関する地目認定について、ご説明いたします。

協議書の1ページをお願いいたします。

協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定について、次

のとおり協議があったので、意見の決定を総会にお願いするものです。
なお、詳細につきましては、土木管理課の担当職員より説明させていただきますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 それでは、土木管理課の担当者から説明をしていただきます。

土木管理
課 土木管理課国土調査係の林です。
はじめに、地籍調査事業の概要について、説明させていただきます。
地籍調査とは、国土調査法で定められた国土の開発及び保全、並びにその利用の高度化を資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とした調査であり、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに、境界及び地積に関する調査を行い、その結果を基に、地図及び簿冊を作成することになります。渋川市では令和4年度から2箇年にわたり、渋川市赤城町津久田地内の一部を津久田Ⅴ地区として現地調査及び測量を実施しております。津久田Ⅴ地区は、調査面積0.11km²を調査いたしました。

それでは、お手持ちの協議書について、ご説明いたします。

協議書2ページ目をご覧ください。

今回追加となる渋川市赤城町津久田字東宿2018番1については、当初の予定では周辺の筆と境界が確定出来ず、筆界未定地として対応予定でしたが、その後境界の確定が出来たため、地目の確認が出来たことによる追加の協議となります。

農地変更の内容は、隣接地の地目が宅地である津久田2018番2へ当該地を一部合筆するための変更分となります。表頭の左から土地の所在、所有者住所、所有者名、調査前及び調査後の地目と面積になります。

簡単ですが、私からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、審議を打ち切ります。
お諮りします。
協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定については、主管課において地目変更登記の手続きを行うことでご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。

続きまして、「議事日程第10 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の3番保留分及び3の4番保留分の2件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請（保留分）につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

2ページをお願いいたします。

申請番号3の3番保留分及び3の4番保留分は、11月7日及び12月7日の総会にお諮りし、農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3条第2項第1号において、譲受人又は世帯員等の農地の全てについて耕作を行うと認められることが定められておりますが、譲受人又は世帯員等が同法第3条第2項第1号に該当するか否かを判断することができないことから、保留とした案件です。

その後、申請代理人をとおして譲受人に対し面談を求めましたが、年内は面談はできないとの回答でありました。このため、再度1月中の面談を求めましたが、その回答はない状況であります。

つきましては、農地法第3条第2項第1号に該当するか否かを判断することができないことから、引き続き許否の判断は保留とさせていただきます。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請（保留分）の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の3番保留分及び3の4番保留分の2件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

2 番 はい、議長。2番高橋。

議長 はい、2番高橋委員。

2 番 保留案件ですけど、現状面談日が決まっていない状態で、何度も保留というのはいかがなものでしょうか。私は一回これをだめとすべきだと思います。毎回保留で2ヶ月間保留が続いていて、3ヶ月目っていかがなものかと思うので、よろしくお願いします。

議長 2件について保留が2ヶ月続いているっていうことであるから、一度提出し直しをしてもらおうということでもいいんですかね。

2 番 そういうふうな考え方がいいんじゃないのかなという気がするんですけど。

議長 それが妥当なところかと思いますが、事務局の方はどうなんですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 申請人より1月12日の面談ということで日程調整の連絡がございました。そのときに運営委員さんの日程の調整ができないということになりまして、こちらの都合も検討しながら保留という結果になりました。以上です。

議長 ただいま2番委員から保留を再度提出し直しするという提案がございましたがいかがしたらよろしいでしょうか。

14 番 はい、議長。14番角田。

議長 はい、14番角田委員。

14 番 先ほど2番委員さんからも質問がありましたけど、2回保留になってまたさらに今月も、とすると3回目になります。この場合、ご本人にどれだけ熱意があるかなんですが、それもさだかでないと感じとれるんですけどどんな感じですかね。

ただ申請して許可をいただければそれで良しとするのならあまりにも身勝手すぎると思います。熱意があって耕作をするならば1回目の

保留のときから対応していると思うので、誠意が足りないなと感じますね、然るべき対応をお願いします。

18 番 はい、議長。18番石田。

議長 はい、18番石田委員。

18 番 面談が重要だと思っています。私たちも調整して、面談を行って申請者さんの意向を聞かないと保留でもしょうがないんじゃないかと思うんですけど。

議長 話をまとめると、再度保留という事務局案は却下して、取下げをしてもらって面談ができたなら再度申請してもらおうということですかね。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 さきほど係長からご説明させていただいたとおり、面談の日程はこ1月12日金曜日をお願いしたいということでしたがこちらのほうの面談員の調整がつかずやむを得ず今回も保留という形でご提案させていただいている状況です。以上です。

議長 事務局から12日に面談をしたいと希望があったと提出されました。ですが、こちらの予定で面談はかなわなかった部分がございます。そのへんのところを加味して事務局から再度保留ということで説明がありました。この辺のところをいかがしたらよろしいでしょうかというみなさんへのご相談でございます。よろしくお願いします。

2 番 はい、議長。2番高橋。

議長 はい、2番高橋委員。

2 番 そういうことであれば保留でもかまわないと思うんですが、今月中の面談ができなければ来月保留になったものはもうだめではないですかね。今月中の面談を事務局のほうで調整をつけていただければそれで保留という形で今回はいいのではないですかね。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 先ほど委員さんから今月中との意見がございました。事務局の方で相手方申請人とコンタクトをとった時に今月12日という指定がございまして、そのなかで委員さんの都合もあるから数日希望日を出してくださいというような話をさせてもらいましたところ12日のみしかできないというような回答でございました。

議 長 例えば今回は保留にして次回はもう再提出というかたちでどうでしょうか。

2 番 それでいいんじゃないですか。

議 長 確認でございます。今月中の面談がなければ次回は取り下げという形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の3番保留分及び3の4番保留分の2件については、譲受人又は世帯員等が農地法第3条第2項第1号に該当するか否かを判断することができないことから保留とすることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号3の3番保留分及び3の4番保留分の2件については、保留とすることに決しました。
続きまして、「議事日程11 第議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から4番の4件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。
議案書の3ページから4ページ関連です。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から4番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番から3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

4ページをお願いいたします。

申請番号3の4番は、農業参入のための申請となります。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきまして は記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

まず始めに、申請番号3の4番の1件について審議します。

それでは、新規就農希望者の面談の報告を面談委員を代表して、飯塚敬子委員にお願いします。

15 番

はい、議長。15番飯塚。

議 長

はい、15番飯塚委員。

15 番

着座にて報告させていただきます。

過日実施しました、新規就農希望者に対する面談の結果を報告いたします。

面談日時は令和5年12月1日金曜日午後4時から、市役所第二庁舎205会議室で行いました。

渋川市農業委員会農地法第3条第2項第1号事務処理要領により、経営面積が2,000㎡に達する者については営農計画書の審査をすることとなっているため面談を実施しました。

面談出席者は、新規就農希望者、農地取得面積は3筆で2,319㎡です。面談委員は山本農業委員、千明推進委員と私、飯塚。事務局からは福田事務局長、吉田農地調整係長、池田農業振興係長、石田主任行政専門員が出席しました。

新規就農希望者は現在東京都練馬区大泉学園町に居住し、会社経営をしています。

実家が渋川市内で、幼少より農業に親しみを持っておりUターンし

ての就農を考えていたとのことでした。

昨年より中郷地内で試験的に果樹栽培を始めています。

果物の販売を基本とし、将来的には観光農園、農園休憩飲食施設等に発展させたいとのことでした。

東京からの通作時間は1時間20分ほどですが、世帯員である息子も農業を目指したいと言っており、将来は渋川市に拠点を移すとのことでした。

審査基準に関係する内容を報告いたします。

実家の弟や、いとかなどから 農業機械の借用や、技術支援も取りつけてあり、農業機械、労働力などは要件を満たしています。

農業を始めるにあたり自己資金力もあり、耕作放棄地等を利用し、新たな農業を展開するという営農計画であり、新規就農者として適当であると判断いたします。

以上のことから今回の農地法第3条第1項の規定による許可申請については適当であると判断いたします。

以上で新規就農希望者面談結果の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請番号3の4番の1件について審議します。

先ほどの事務局説明及び面談の報告、お手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号、申請番号3の4番の1件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の4番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、申請番号3の1番から3番の3件について審議します。

先ほどの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第2号、申請番号3の1番から3番の3件のうち、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用していない申請番号3の1番の1件については、農地法第3条第2項第1号の規定により保留とし、申請番号3の2番及び3番の2件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から3番の3件のうち、申請番号3の1番の1件については保留とし、申請番号3の2番及び3番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第12 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から3番の3件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の5ページから6ページ関連です。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から3番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号4の2番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電の農地法許可申請実情調査を12月26日に実施いたしました。結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

6ページをお願いいたします。

申請番号4の3番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電

施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電の農地法許可申請実情調査を12月26日に実施いたしましたが、結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

まず始めに、申請番号4の3番の1件について審議します。

渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により会長が議長を務めておりますが、先ほどの議事参与の制限により議事に参与できません。このため、渋川市農業委員会規程により、会長が欠けたとき、会長職務代理者がその職務を代理することになっておりますので、この審議については高橋会長職務代理者を議長に指名いたします。

(議長退席後)

議 長

この事案について議長を務めさせていただく、会長職務代理者の高橋です。よろしくお願いします。

それでは、申請番号4の3番の1件について審議します。

営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、飯塚敬子委員にお願いします。

15 番

はい、議長。15番飯塚。

議 長

はい、15番飯塚委員。

15 番

着座にて説明させていただきます。

調査は、12月26日に、高橋職務代理者、佐藤正道推進委員と私、飯塚。事務局からは、福田事務局長、吉田係長、池田係長の合計6名で実施しました。

お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請番号4の3番の1件について審議します。

先ほどの報告を含め、質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。
議案第3号、申請番号4の3番の1件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号4の3番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。
議長を交代します。ありがとうございました。

(議長交代)

議 長 議長を交代いたしました。引き続き議事を進行させていただきます。
それでは、申請番号4の2番の1件について審議します。
営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、斉藤美保委員にお願いします。

13 番 はい、議長。13番斉藤。

議 長 はい、13番斉藤委員。

13 番 着座にて説明させていただきます。
調査は、12月26日に、山本会長、高橋職務代理人、飯塚農政部会長、阿部推進委員と私、斉藤。事務局からは、福田事務局長、吉田係長、池田係長の合計8名で実施しました。
お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長 ありがとうございました。
それでは、申請番号4の2番の1件について審議します。
先ほどの報告を含め、質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。
議案第3号、申請番号4の2番の1件については、許可することでご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の2番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、申請番号4の1番の1件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第3号、申請番号4の1番の1件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第13 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名等、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請番号1番は、平成21年12月16日付け指令により使用貸借による墓地用地として、農地法第5条の規定による許可を受けましたが、計画を見直し、申請地を所有権移転による墓地及び車庫用地として計画

変更申請するものであります。

なお、本案件は第5条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより申請番号1番の1件について審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第4号申請番号1番の1件については、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。

続きまして、「議事日程第14 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から12番の12件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の9ページから12ページ関連です。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号5の1番から12番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の2番は、市街化が見込まれる市街地に近接する区域内に

あり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

申請番号5の3番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の6番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を12月26日に実施いたしましたが、結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

11ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の8番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の9番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

12ページをお願いいたします。

申請番号5の10番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を2月26日に実施いたしましたが、結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

申請番号5の11番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の12番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から12番の12件について審議します。

まず始めに、申請番号5の6番の1件について審議します。

それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、斉藤美保委員にお願いします。

13 番 はい、議長。13番斉藤。

議 長 はい、13番斉藤委員。

13 番 着座にて説明させていただきます。

調査は、12月26日に、山本会長、高橋職務代理者、飯塚農政部会長、阿部推進委員と私、斉藤。事務局からは、福田事務局長、吉田係長、池田係長の合計8名で実施しました。

お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、申請番号5の6番の1件について審議します。

先ほどの報告を含め、質疑のある方はお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第5号、申請番号5の6番の1件については、許可することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、申請番号5の6番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、申請番号5の10番の1件について審議します。

それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、齊藤由香委員にお願いします。

4 番 はい、議長。4番斉藤。

議 長 はい、4番齊藤委員。

4 番 着座にて説明させていただきます。

調査は、12月26日に、山本会長、高橋職務代理者、飯塚農政部会長、須田和治推進委員と私、齊藤。事務局からは、福田事務局長、吉田係長、池田係長の合計8名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、申請番号5の10番の1件について審議します。

先ほどの報告を含め、質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第5号、申請番5号の10番の1件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の10番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、申請番号5の6番及び10番の2件を除く申請番号5の1番から12番の10件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第5号、申請番号5の6番及び10番の2件を除く申請番号5の1番から12番の10件のうち、3,000㎡を超える案件の申請番号5の5番の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため許可相当とし、申請番号5の5番の1件を除く、申請番号5の1番から12番の9件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の6番及び10番の2件を除く申請番号5の

1番から12番の10件のうち、申請番号5の5番の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果問題ない場合は、渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規程により許可書を交付し、申請番号5の5番の1件を除く、申請番号5の1番から12番の9件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第15 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第6号、農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

13ページからであります。

内容についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て定めることとなります。今回の計画決定に伴う対象農地は、渋川、子持、赤城地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は令和6年2月1日を予定しております。

計画概要につきましては、13ページの表の右の合計の列に記載のとおり、設定に係る合計は、渡人が12人、受人が10人、筆数が17筆、面積は16,309.00㎡です。この個別の内訳は、14ページの令和6年2月1日公告利用権設定総括表に記載のとおりであります。

また、この計画につきましては、従前の例によるものとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決くださりますよう、お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第6号、農用地利用集積計画の決定については、認めることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
続きまして、「議事日程第16 議案第7号 農地法第2条第1項の規定による農地の決定について」を議題とし、議決を求めます。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第2条第1項の規定による農地の決定につきまして、ご説明いたします。
議案書の15ページから17ページ関連です。
議案書の15ページをお願いします。
議案第7号、農地法第2条第1項の規定による農地の決定について、次のとおり再生利用が困難な農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定を総会にお願いするものです。
この決定につきましては、農地法の政省令の施行に伴う運用通知により、農業委員会は再生利用が困難な農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を行うこととなっております。
過日、関係委員さんにより現地確認をしていただきました。再生利用が困難と見込まれる農地に該当しない非農地の決定は、関係者への事前確認通知により所有者等の意向を踏まえて、最終的に合計で所有者36人、筆数43筆、31,777㎡となっております。この個別の内訳は、議案書の16ページから17ページに記載の非農地該当農地総括表のとおりであります。
以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえご議決賜りますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第7号、農地法第2条第1項の規定による農地の決定については、議案のとおり認めることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第24回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時40分>